# 防犯カメラ運用細則

この細則は、グリフィン横浜・桜木町管理規約(以下「規約」という)第 18 条に基づき防犯カメラの運用に関し、必要な事項を下記の通り定めるものとする。

#### 第1条(使用目的)

防犯カメラシステム(以下「本システム」という)は、グリフィン横浜・桜木町の共用部分及び来訪者等を録画装置により録画するとともに常時監視することにより、安全で快適な共同生活を維持し犯罪を抑制することを目的とする。なお本細則の運用に当たってはプライバシーの保護を十分に配慮するものとする。

#### 第2条 (映像の閲覧・開示)

記録装置に記録された映像の閲覧は、防犯カメラ並びにシステム機器調整・点検、または、事件・事故が発生した場合のみとする。個人に対する閲覧は、事件・事故の関係者のみとし、記録の閲覧は、事件・事故の関係者、理事会役員、管理規約第32条により委託するマンション管理業者、理事会が必要と認めた者の複数人で行うこととする。また、刑事事件として扱われる可能性がある等、緊急性が高い場合は、管理規約第32条により委託するマンション管理業者の判断により閲覧が可能なものとする。ただし、この場合、事後管理組合へ書面をもって報告をする。

なお、マンション共用の利益にかかわる事件が発生し、開示の必要が生じた場合は、居住者のプライバシーの保護に配慮し、理事会の承認の上開示することができる。

## 第3条 (警察の閲覧及び提出)

事件解決のため、警察への本システムにより記録された映像の閲覧及び提出を警察から依頼があった場合、その閲覧及び提出を理事会承認の上許可する。ただし、緊急を要する場合、理事長が許可をする。

#### 第4条 (映像の第三者貸与)

やむを得ず警察以外の第三者に映像等を貸与しなければならない場合、理事会の承認により貸与できるものとする。その場合、貸与する者の氏名・住所・連絡先・閲覧目的・貸与期間・本貸与により知り得た情報が万が一漏洩した場合の念書等を書面にて提出させる事とする。

#### 第5条(秘密保持義務)

本システムにより知り得た情報等を他に漏らしてはならない。故意または過失により、情報を第三者に提供した場合、この事象による被害相当額を漏洩者に請求する。

#### 第6条(本システム運用についての委託)

本システムの運用について、理事長は、理事会の承認を得、規約第 32 条により委託するマンション管理業者へ、その運用を委託することができる。

## 第7条(使用細則の効力及び遵守義務)

この細則は、組合員の包括承継人及び特定継承人対してもその効力を有する。また、占有者は組合員 が本細則に基づき負う義務と同一の義務を負うものとする。なお、同居する者に対しても本規約を遵守 させるものとする。

#### 第8条(細則外事項)

この細則に定めのない事項は、法令及び管理規約の定めるところによるほか、理事会の決定するところによる。

#### 第9条 (細則の改廃)

この細則の変更及び廃止は、総会の決議を経なければならない。

# 附則

この細則は、平成18年6月4日より効力を発する。